

# 地域自治活動ハンドブック

## ～市役所関係の手続きについて～

### 【令和2年度版】

# 2



令和2年4月から「郷づくり支援課」は、本館2階の「まちづくり推進室」に統合されます。  
(郷づくり支援係の業務・電話番号は変更ありません。)  
※内容は、4月以降の組織名で記載しております。

令和2年3月13日発行

福津市 地域振興部 郷づくり支援課

## 目 次

- P1. はじめに
- P2. 郷づくり推進事業交付金の申請
- P3. 道路、水路、街路樹、河川、公園などに関する要望
- P4. 交通安全施設設置の要望
- P5. 防犯灯設置の要望
- P6. 防犯灯の修繕・移設・撤去の要望
- P7. 公用バスの貸出
- P8. 「まちづくり講座」出前編
- P9. 回覧文書
- P10. 防災に関すること
- P11. 防災行政無線に関すること
- P12. 無料法律相談
- P13. 消費生活相談
- P14. 全市環境美化運動
- P15. 地域分別収集に関すること
- P16. 市民活動団体保険
- P17. 困った時の直通電話番号一覧

## はじめに

令和2年度の郷づくり推進協議会や自治会の運営にあたり、主な市への申請や知っておいていただくと役に立つことをまとめました。

何かお困りごとがあった際は、「まちづくり推進室 郷づくり支援係」まで、ご相談ください。

今年度1年間、よろしくお願い致します。



福津市

まちづくり推進室 郷づくり支援係（市役所本館2階）

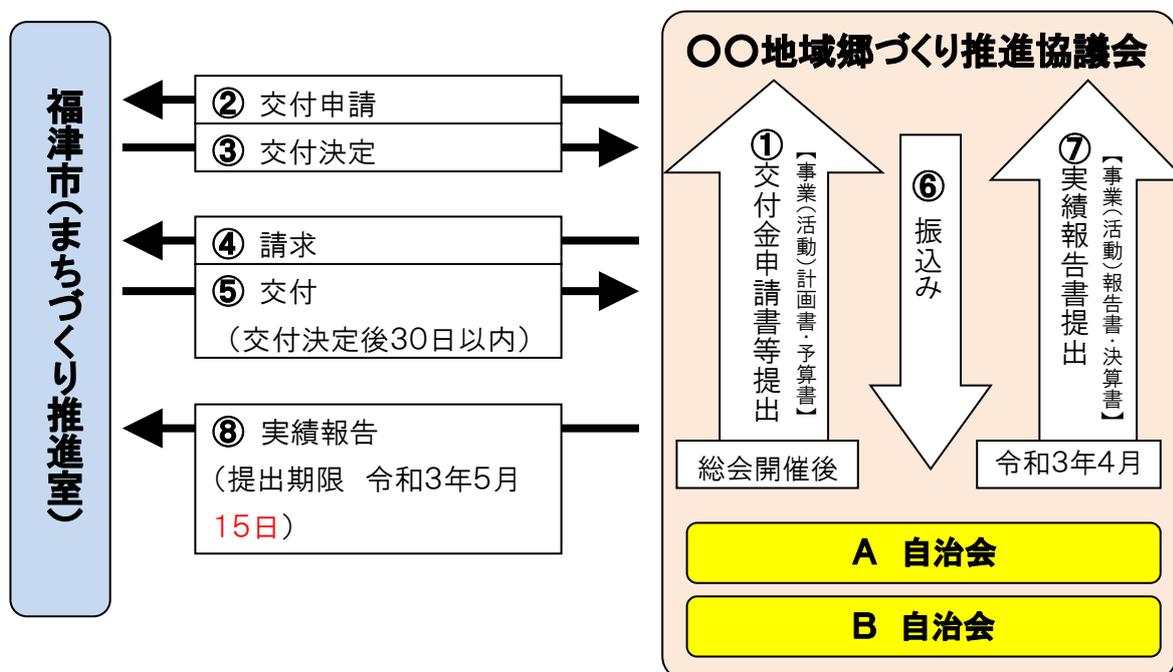
TEL 0940-62-5017

FAX 0940-43-3168

E-mail [sato@city.fukutsu.lg.jp](mailto:sato@city.fukutsu.lg.jp)

## 郷づくり推進事業交付金の申請

概要	市は、算定基準で計算した交付金を郷づくり推進協議会に交付します。
担当	まちづくり推進室(本館2階 TEL:62—5017)
申請方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・郷づくり推進協議会が市に交付申請します。</li> <li>・自治会は、郷づくり推進協議会に以下の書類を提出し、郷づくり推進協議会から交付金の交付を受けます。</li> </ul> <p>(1)令和2年度 交付金申請書兼請求書 (2)事業(活動)計画及び予算書を2部ずつ</p>
提出先	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会 ⇒ 郷づくり推進協議会 4月中をめどに</li> <li>・郷づくり推進協議会 ⇒ 市</li> </ul> <p>※提出期限はありませんが、添付書類が整い次第、提出してください。 交付決定後 30 日以内に、郷づくり推進協議会に交付金を交付します。</p>
別添資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度 交付金申請書兼請求書(様式)</li> <li>・令和2年度 交付金実績報告書(様式)</li> </ul>



交付金は、自治活動推進事業、防犯灯管理事業、健康増進・高齢者福祉に関する事業、防犯・防災に関する事業、子育て支援・青少年育成に関する事業、環境保全・文化・住民交流に関する事業等にご活用いただけます。

## 道路、水路、街路樹、河川、公園などに関する要望

<p><b>概要</b></p>	<p>道路、水路、街路樹、河川、公園などについて、各自治会・郷づくり推進協議会では対応できないことや行政で対応すべきことの要望を受け付け、対応可能なものについて、改善を図ります。</p>
<p><b>担当</b></p>	<p>都市管理課、建設課、うみがめ課、防災安全課、 県土整備事務所(建設課)等</p>
<p><b>申請方法</b></p>	<p>①【<b>要望書</b>】に内容をできるだけ詳細に記入 ②位置図を添付(手書きでも構いません) ※可能な限り、要望箇所の写真も添付してください。 ③<b>まちづくり推進室</b>(本館2階)に提出 ④受付後、まちづくり推進室が各担当課に要望書を届けます。</p>
<p><b>受付期間</b></p>	<p><b>令和2年4月1日(水)～令和3年2月15日(月)</b></p>
<p><b>注意点</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>緊急の案件</b>(道路の陥没、河川・ため池の決壊、カーブミラーの倒壊等)は、<b>直接、担当課に連絡</b>ください。</li> <li>・担当課では限られた予算の中で、緊急性等を考慮して、優先順位を判断し対応しています。(要望の全てに対応できるわけではありません。)</li> <li>・<b>現地を確認後、各担当課より、今後の見通し等について連絡</b>します。</li> <li>・前年度以前に要望された案件で、再要望したいものについては、改めて要望書を提出してください。</li> <li>・複数の自治会にまたがるものや協議会全体の問題については、協議会で協議・調整の上、提出してください。</li> </ul>
<p><b>その他</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度に受け付けた要望の対応結果について、文面で、中間報告(11月回覧文書等配送時)と年度末報告(令和3年3月回覧文書等配送時)をします。</li> </ul>
<p><b>別添資料</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>要望書</b>(様式)</li> </ul>

## 交通安全施設設置の要望

<b>概要</b>	地域の交通安全のため、カーブミラーや信号機などの交通安全施設設置の要望を受け付け、各所管(市や県、警察)が設置しています。
<b>担当</b>	建設課、都市管理課、県公安委員会及び警察(防災安全課)、県土整備事務所(建設課)等
<b>申請方法</b>	①【交通安全施設設置要望書】に内容を記入 ②位置図を添付(手書きでも構いません) ※可能な限り、要望箇所の写真も添付してください。 ③ <b>まちづくり推進室(本館2階)に提出</b> ④受付後、まちづくり推進室が担当課等に要望書を届けます。
<b>受付期間</b>	<b>令和2年4月1日(水)～5月29日(金)</b>
<b>注意点</b>	・自治会、協議会内での優先順位をつけて、整理をした上で要望をお願いします。(過年度未実施分を含む) ・限られた予算の中で、他の事業との調整を図り、市や県、警察等が全体の優先度を判断し、施設を設置しています。 ・市が設置する施設については、まとめて入札を実施し、設置しています。また、毎年、多数の要望があるため、提出期限を過ぎた場合は、次年度以降に要望ください。
<b>別添資料</b>	・交通安全施設設置要望書(様式)

## 対象となる交通安全施設

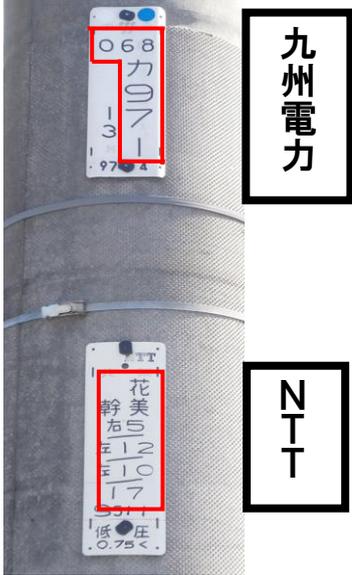
交通安全施設	ご注意いただきたいこと
道路反射鏡 (カーブミラー等)	・以下の場合は、設置していません。 ⇒幅員6m以上の道路の場合 ⇒交差点が鈍角(90度以上)の場合 ⇒ <b>視界が確保されている場合</b> ⇒設置場所が確保できない場合 ⇒他の要望場所に比べて交通量が少ない場合 ⇒私有地からの出入の場合  ※視界が確保されており、優先道路が明確になっている箇所において、多数のカーブミラーの設置要望をいただいておりますが、この場合は、設置を行ないませんので、ご注意ください。
防護柵(ガードレール等)	・古くなったものの更新を優先しています。
交通規制等道路標識	・破損、倒壊の修復を優先しています。 ・一時停止標識は、交差する道路の優先関係が明らかな場所には、設置していません。
信号機	・設置には道路改良や周辺の電気工事などを伴うため、かなりの経費がかかり、宗像警察署管内でも実施は限られています。
横断歩道	・歩行者が安全に待機できるスペースが確保できない場所では、設置できません。 ・道路改良やガードレールなどの施設が必要な場合があり、交通量などの状況により、設置できない場合があります。
道路標示	・外側線、止まれ、スピード落せ、交差点注意、路肩着色等 ・消えかけている道路標示を優先しています。

## 防犯灯設置の要望 (新設の防犯灯)

<b>概要</b>	市は、防犯行政を一層推進するため、自治会から新設の要望があれば、予算や優先順位などを検討した上で工事を行い、自治会へ移管しています。
<b>担当</b>	まちづくり推進室(本館2階 TEL:62-5017)
<b>申請方法</b>	①【防犯灯設置要望書】を記入 ②位置図を添付(手書きでも構いません) ※照明の向きを矢印で示してください ※可能な限り、要望箇所の写真も添付してください ③電柱共架の場合は、 <b>電柱番号を記入</b> (プレートがない場合は記載不要) ④ <b>まちづくり推進室に提出</b>
<b>受付期間</b>	<b>令和2年4月1日(水)～6月30日(火)</b>
<b>注意点</b>	・設置場所周辺にお住まいの方の理解を得た上で、要望書を提出してください。 ・可能な限り、既設電柱への共架を検討してください。 ・工事の際、自治会長に設置場所の確認のため、立会をお願いすることがあります。 ・私有地に設置するときは、 <u>土地所有者の承諾書</u> の提出が必要です。防犯灯の設置を市が決定した場合に、自治会長に承諾書の様式を送付しますので、土地所有者から書面にて承諾を得てください。
<b>別添資料</b>	・ <b>防犯灯設置要望書</b> (様式)

**【電柱番号とは】**  
 電柱側面の白いプレートに記載された電柱の場所や所有者を特定するための番号です。プレートが2枚ある場合もあります。

例)  
 九州電力柱…123ア456  
 NTT柱…〇〇幹右1/2



## 防犯灯の修繕・移設・撤去の要望 (既存の防犯灯)

<p><b>概要</b></p>	<p>防犯灯は自治会の所有物であり、自治会で維持管理を行います。 市は、防犯行政を一層推進するため、自治会から修繕や撤去の要望があれば、予算や優先順位などを検討した上で工事を行います。</p>
<p><b>担当</b></p>	<p>まちづくり推進室(本館2階 TEL:62-5017)</p>
<p><b>申請方法</b></p>	<p>①修繕・移設・撤去の場合、【<b>防犯灯修繕等要望書</b>】を記入 ②位置図を添付(手書きでも構いません) ※可能な限り、要望箇所の写真も添付してください ③<b>電柱番号を記入</b> ④<b>まちづくり推進室に提出</b></p>
<p><b>受付期間</b></p>	<p><b>令和2年4月1日(水)～令和3年2月15日(月)</b></p>
<p><b>注意点</b></p>	<p>・防犯灯の移設・撤去については、設置場所周辺にお住まいの方の理解を得た上で、要望書を提出してください。 ・私有地に設置されている防犯灯の修繕・移設・撤去を行う場合は、土地所有者の承諾を得た上で、要望書を提出してください。(駐車場や畑など土地所有者がわからない場合は、市が土地所有者に確認します。)</p>
<p><b>別添資料</b></p>	<p>・<b>防犯灯修繕等要望書</b>(様式)</p>
<p><b>蛍光灯防犯灯のメンテナンス</b></p>	<p><b>【防犯灯が点灯しなくなった場合】</b> 必ず一度、電器屋さんに見てもらってください。状況に応じて、以下の対応をお願いします。 ・<b>電球切れの場合</b> ⇒各自治会で交換してください。 ・<b>灯具故障の場合</b> ⇒上記、申請方法のとおり<b>防犯灯修繕等要望書</b>を提出してください。 ⇒自治会で修繕工事を発注したものは、要望の対象となりません。 ・<b>光センサーの故障や電線の不良などの場合</b> ⇒電器屋さんが九州電力福岡営業所に連絡を行います。 (電話 0120-986-203) <b>【防犯灯が常時点灯している場合】</b> ※LED防犯灯も同様 光センサーの誤作動、または故障の可能性があります。 ⇒九州電力福岡営業所へ電柱番号等をお伝えください。 (0120-986-203)</p>
<p><b>LED防犯灯のメンテナンス</b></p>	<p>LED防犯灯の場合も、点灯しなくなった場合は必ず一度、電器屋さんに見てもらってください。灯具の故障の場合は、上記、申請方法のとおり<b>防犯灯修繕等要望書</b>を提出してください。</p>

## 公用バスの貸出

<b>概要</b>	郷づくり推進協議会や自治会などが実施する、自主防災や環境保全などの視察や研修のために、市が所有する公用バス2台(42人乗り、21人乗り)を貸し出しています。
<b>担当</b>	団体により、担当課が異なります。 郷づくり推進協議会及び自治会 ⇒ まちづくり推進室 (本館2階 TEL:62-5017) 単位子ども会 ⇒ 郷育推進課(別館2階 TEL:62-5078) 単位老人クラブ ⇒ 高齢者サービス課(本館1階 TEL:43-8298)
<b>申請方法</b>	① 電話等で、担当課に行先や日程(バスの空き状況)について相談 (予約は2か月前から可) ② 使用日の30日前から10日前までに <b>担当課に【公用バス使用許可申請書】</b> を提出 ※バス使用后、 <b>【公用バス使用実績報告書】</b> を提出
<b>提出期限</b>	<b>通年(随時受付)</b>
<b>注意点</b>	・自治会、単位子ども会、単位老人クラブは、各年度1回を使用限度とします。 ・土・日曜日・祝日および年末年始は使用できません。 ・使用時間は、バスが市役所から出発し、市役所へ到着する時間を含めて8:30~17:00です。 ・バスを貸し出すことができる対象事業は、下表のとおりです。
<b>別添資料</b>	・福津市公用バスの貸出について(参考資料) ・公用バス使用許可申請書(様式) ・公用バス使用実績報告書(様式)

### 使用できる団体と対象事業

公共的団体名	対象事業
郷づくり推進協議会	自主防災・防犯研修、子育て支援研修、福祉(高齢者・障がい者)研修、環境保全活動研修、健康づくり研修、住みよい暮らしのための研修、広報活動支援研修、文化交流活動研修
自治会	自治活動活性化研修、自主防災・防犯研修、健康づくり研修、高齢者が安心して暮らせるための研修、環境保全活動研修
単位子ども会	世代間交流、自然歴史科学体験研修、交通安全・防災研修
単位老人クラブ	一人暮らし高齢者ひきこもり防止事業、健康づくり事業、防災研修、交通安全研修、先進地視察研修

## 「まちづくり講座」出前編

概要	「まちづくり講座」出前編とは、市職員などが講師となって、お住まいの地域で、市が行っている取り組み、事業などの話をするものです。市民の皆さんと共に「市民参画のまちづくり」を進めていくことを目的としています。
担当	郷育推進課郷育係(別館2階 TEL:62-5078)
申込方法	<b>【福津市「まちづくり講座」出前編申込書】を郷育推進課に提出</b>
提出期限	<b>受講希望日の2か月前から3週間前までの間</b>
注意点	・別紙参考資料の内容や注意事項をご確認の上、お申し込みください。
別添資料	・まちづくり講座出前編メニュー表(参考資料) ・福津市「まちづくり講座」出前編 申込書(様式)

# 回覧文書

<b>概要</b>	月1回、自治会内で回覧をお願いしたい文書をお送りします。
<b>担当</b>	まちづくり推進室(本館2階 TEL:62-5017)
<b>回覧部数の変更</b>	・回覧部数に変更がある場合は、まちづくり推進室に電話等でお知らせください。
<b>注意点</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・回覧物の部数が不足している場合は、配布時にお渡しする「発送文書一覧表」に記載している配布依頼団体の担当者に、ご連絡ください。</li> <li>・回覧文書を入れている緑(または青)のビニールの文書パックは、配送業者またはまちづくり推進室に返却してください。</li> </ul>

## 令和2年度 回覧文書等配送日カレンダー

4月							5月							6月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4						1	2		1	2	3	4	5	6
5	6	7	8	9	10	11	3	4	5	6	7	8	9	7	8	9	10	11	12	13
12	13	14	15	16	17	18	10	11	12	13	14	15	16	14	15	16	17	18	19	20
19	20	21	22	23	24	25	17	18	19	20	21	22	23	21	22	23	24	25	26	27
26	27	28	29	30			24	25	26	27	28	29	30	28	29	30				
							31													

7月							8月							9月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4							1			1	2	3	4	5
5	6	7	8	9	10	11	2	3	4	5	6	7	8	6	7	8	9	10	11	12
12	13	14	15	16	17	18	9	10	11	12	13	14	15	13	14	15	16	17	18	19
19	20	21	22	23	24	25	16	17	18	19	20	21	22	20	21	22	23	24	25	26
26	27	28	29	30	31		23	24	25	26	27	28	29	27	28	29	30			
							30	31												

10月							11月							12月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3										1	2	3	4	5
4	5	6	7	8	9	10	8	9	10	11	12	13	14	6	7	8	9	10	11	12
11	12	13	14	15	16	17	15	16	17	18	19	20	21	13	14	15	16	17	18	19
18	19	20	21	22	23	24	22	23	24	25	26	27	28	20	21	22	23	24	25	26
25	26	27	28	29	30	31	29	30						27	28	29	30	31		

1月							2月							3月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
					1	2		1	2	3	4	5	6		1	2	3	4	5	6
3	4	5	6	7	8	9	7	8	9	10	11	12	13	7	8	9	10	11	12	13
10	11	12	13	14	15	16	14	15	16	17	18	19	20	14	15	16	17	18	19	20
17	18	19	20	21	22	23	21	22	23	24	25	26	27	21	22	23	24	25	26	27
24	25	26	27	28	29	30	28							28	29	30	31			
31																				

※   は、市が各自治会に文書を配送する日です。

## 防災に関すること

<p><b>概要</b></p>	<p>市民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」、そして国や地方行政団体等の施策としての「公助」の適切な役割分担に基づく防災共働社会の実現を目指し、防災に関する様々な取り組みを実施しています。</p>
<p><b>担当</b></p>	<p>防災安全課(本館2階 TEL:43-8107)</p>
<p><b>自主防災組織の設立</b></p>	<p>災害時に要配慮者の避難支援を行い、自分たちの地域を自分たちで守る「共助」の仕組み確立のため、自主防災組織の設立を推進しています。自主防災組織に関することは、防災安全課にご相談ください。</p>
<p><b>防災訓練</b></p>	<p>自治会または郷づくり推進協議会については、自主防災組織を設立した場合、防災安全課及び福津消防署が、支援させていただきます。市所有の担架や車いす、拡声器など訓練に必要な物品がありましたら、貸し出しすることができますので、防災安全課にご相談ください。なお、令和2年度は、<b>11月7日(土)</b>に、福津市一斉防災訓練を実施する予定です。</p>
<p><b>消防団</b></p>	<p>火災や災害時に実動部隊となる消防団員を募集しています。地域住民の生命と財産を守るため、若い方の加入が必要です。ご近所に、やる気に満ちた方がいらっしゃれば、防災安全課にお知らせください。</p>
<p><b>有線放送等の放送設備</b></p>	<p>自治会独自で放送設備を設置しようとする場合、または、既存放送設備の補修を行う場合は、一部補助などがあります。事前に、防災安全課までご相談ください。</p>

## 防災行政無線に関すること

協議会・自治会

(戸別受信機の設置について)

<p><b>概要</b></p>	<p>防災行政無線とは災害発生時等に、市民の皆さんに迅速かつ的確な情報を伝達する機器です。火災・地震・津波など緊急を要する災害時に、市内各所(小・中学校、公園等)に設置された<b>屋外拡声子局</b>(83箇所)を通じて、情報を周知するシステムです。</p> <p>また、防災行政無線の放送内容を受信できる、<b>戸別受信機</b>を自治会長宅や消防団幹部団員宅、郷づくり推進協議会の事務所等に設置しています。</p>
<p><b>担当</b></p>	<p>防災安全課(本館2階 TEL:43-8107)</p>
<p><b>放送内容</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火災・震度4以上の地震・津波等の災害情報</li> <li>・避難準備情報や避難勧告等の情報</li> <li>・ミサイル発射等、国民保護情報</li> <li>・微小粒子状物質(PM2.5)や熱中症などに係る注意喚起情報など</li> </ul>
<p><b>注意点</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外拡声子局からの放送案内は、風雨等の諸事情で、聞こえづらいこともあります。そのような時には、<b>防災行政無線テレホンサービス(TEL: 0180-999-292)</b>で、直近の放送内容を確認できます。ぜひ、ご利用ください。</li> <li>・防災行政無線から流れるサイレンは消防団員招集の合図なので、夜中でも鳴ります。ご了承ください。</li> <li>・自治会長が交代された際は、4月から5月にかけて、戸別受信機の移設工事を行いますので、ご協力をお願いします。</li> <li>・避難準備情報や避難勧告等が発令された自治会において、自治会所有の有線放送設備がありましたら、同内容を放送してくださると幸いです。よろしくお願い致します。</li> </ul>

▼屋外拡声子局



▼戸別受信機



## 無料法律相談

<p><b>概要</b></p>	<p>相続・金銭・不動産・家庭などの法的相談について無料法律相談を実施しています。住民の方でお困りの方がおられましたら、ご案内ください。また、地域活動に関して法的なアドバイスが必要な場合にもご利用可能です。</p>
<p><b>担当</b></p>	<p>【無料法律相談】人権政策課(本館2階 TEL:43-8129)</p>
<p><b>相談方法</b></p>	<p><b>相談員:弁護士</b>                  人権政策課で事前に紹介状の発行を受けてください。その後、いずれかの法律相談センターに電話で相談日時を予約してください。                  ※紹介状の発行は、<u>市民のかた1人につき1年度に1回</u>です。それ以外の相談は有料です。また1回の相談時間は30分です。</p>
<p><b>相談場所</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■古賀法律相談センター                      (住所:古賀市新原1051番地6 TEL:092-940-4100)                      毎週 月・水・土曜日 13:00~16:00(祝日等は除く)</li> <li>■むなかた法律相談センター                      (住所:宗像市東郷2丁目1番16号 TEL:0940-34-8266)                      毎週 火曜日 16:00~19:00(祝日等は除く)                      毎週 木・金曜日 13:00~16:00(祝日等は除く)</li> </ul>

## 消費生活相談

<p><b>概要</b></p>	<p>悪徳商法・商取引上のトラブルに関することについて消費生活相談を実施しています。住民の方でお困りの方がおられましたら、ご案内ください。</p>
<p><b>担当</b></p>	<p>【消費生活相談】地域振興課(別館2階 TEL:62-5014)</p>
<p><b>相談方法</b></p>	<p>相談員:消費生活専門相談員、消費生活相談員                  直接、下記の相談場所へお越しになるか、電話(TEL:43-8106)でも結構です。予約は不要です。</p>
<p><b>相談場所</b></p>	<p><u>本館2階 消費生活相談室(TEL:43-8106)</u>                  毎週 月・水・金曜日 9:00~16:00(祝日等は除く)</p>

## 全市環境美化運動

<b>概要</b>	年2回、基準日を設けて、全市環境美化運動を実施しています。 この取り組みは、市内の散乱ごみ等を一扫し、地域の美化を推進するとともに、環境美化に対する意識の高揚を図ることを目的としています。
<b>担当</b>	うみがめ課(別館1階 TEL:62-5019)
<b>実施方法</b>	・基準日は、 <b>6月の第1日曜</b> と <b>9月の第1日曜</b> です。 ・都合が悪い場合は、別の日に実施しても構いません。 ・詳細は、郷づくり推進協議会を通して、お知らせします。

## 地域分別収集に関すること

自治会

<p><b>概要</b></p>	<p>市と地域住民の相互協力のもと、資源ごみを分別し、再資源化を推進する事業です。</p> <p><b>1 市と自治会の役割</b></p> <p>【市】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>…地域分別収集会場に必要なコンテナやフレコン袋等物品を会場に搬入。</li> <li>…地域分別収集会場にて出された資源ごみを収集し、古賀清掃工場に運搬。</li> </ul> <p>【自治会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>…地域分別収集の時間や日程等を設定。</li> <li>…分別会場に運び込まれる資源ごみを管理、分別ができていない場合は助言。</li> <li>…分別終了後、分別された物品をシートなどで覆う。</li> </ul> <p><b>2 効果</b></p> <p>地域分別収集は、再資源化を行うための意識と分別精度をあげることに繋がっています。</p> <p>結果としてごみの資源化はもちろんのこと、燃やすごみの減量、工場での選別作業などにかかる人件費や、機械の購入費など、運営費を低く抑える効果がでています。</p> <p><b>3 今後について</b></p> <p>市は、今後も地域分別収集を続けていく方針です。</p> <p>なお、継続にあたり、さらなる分別及び可燃ごみの減量を推進するために自治会未加入者の受け入れについて可能な限りのご協力をお願いします。</p>
<p><b>担当</b></p>	<p>うみがめ課(別館1階 TEL:62-5019)</p>
<p><b>別添資料</b></p>	<p>地域分別収集事業の運営について(参考資料)</p>

## 市民活動団体保険

<p><b>概要</b></p>	<p>郷づくり推進協議会や自治会、その他市民活動団体などの皆さんが、安心して社会貢献活動を行うことができるよう、活動中の不慮の事故を対象にした保険で、市民活動中の様々な事故によるケガや、他人(第三者の方)への法律上の賠償責任を負った場合に、補償します。市が加入している保険ですので、団体の皆さんに保険料の負担はありません。</p>
<p><b>担当</b></p>	<p>まちづくり推進室(本館2階 TEL:62-5017)</p>
<p><b>事故発生後の手続き</b></p>	<p>事故が発生したら、速やかに、まちづくり推進室にご連絡ください。 「事故報告書」の提出は、事故発生日から30日を過ぎると、補償の対象とならなくなる場合がありますので、ご注意ください。 事故報告書等の必要となる書類について、個別の状況に応じてご案内します。</p>
<p><b>対象となる活動</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域社会(コミュニティ)に関する活動</li> <li>・社会福祉に関する活動</li> <li>・環境保全に関する活動</li> <li>・保険医療に関する活動</li> <li>・教育・文化・スポーツに関する活動</li> <li>・観光に関する活動 など</li> </ul>
<p><b>注意点</b></p>	<p>・まずは、事故の予防が第一です。事業実施前に、内容やスケジュールなどの計画に無理はないか、天候や予定が変わった際の対応の想定ができていないか等、充分ご確認ください。 ※補償内容や対象となる活動等の詳細については、別添資料をご覧ください。</p>
<p><b>別添資料</b></p>	<p>・福津市市民活動団体保険制度のご案内(参考資料)</p>

## 困った時の直通電話番号一覧

代表番号:42-1111

問い合わせ内容	担当	電話
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 郷づくり(郷づくり推進事業交付金等)に関すること</li> <li>■ 要望書の提出</li> <li>■ 防犯灯</li> <li>■ 回覧文書・ポスター数の変更(電話連絡で可)</li> <li>■ 市民活動団体保険</li> <li>■ 福津市公用バスの貸出(単位郷づくり推進協議会、自治会)</li> </ul>	まちづくり推進室 (本館2階)	62-5017
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 広報紙のポスティングに関すること</li> </ul>		43-8113
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 自主防災組織・防災訓練</li> <li>■ 消防団</li> <li>■ 防災行政無線</li> <li>■ 消防施設費補助金(有線放送など)</li> </ul>	防災安全課 (本館2階)	43-8107
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 全市環境美化運動</li> <li>■ 地域分別収集</li> <li>■ 古紙・古布回収補助金</li> </ul>	うみがめ課 (別館1階)	62-5019
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 道路や水路の危険箇所の通報(緊急時)</li> </ul>	都市管理課 (別館1階)	62-5037
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 公園の危険箇所の通報(緊急時)</li> </ul>	建設課 (別館1階)	62-5062
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ ため池、農業用水路などの改修</li> </ul>	建設課 (別館1階)	62-5063
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 無料法律相談</li> </ul>	人権政策課 (本館2階)	43-8129
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 消費生活相談</li> </ul>	地域振興課 (別館2階)	62-5014
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ まちづくり講座出前編</li> <li>■ 福津市公用バスの貸出(単位子ども会)</li> <li>■ スポーツ行事</li> </ul>	郷育推進課 (別館2階)	62-5078
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 公民館長、主事研修</li> <li>■ ニュースポーツ用具貸出し</li> <li>■ 自治公民館の新築、改修補助金</li> </ul>	中央公民館	43-2100
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地域での介護予防教室の開催(転倒予防教室、認知症講座)</li> <li>■ 福津市公用バスの貸出(単位老人クラブ)</li> </ul>	高齢者サービス課 (本館1階)	43-8298
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 民生委員・児童委員</li> <li>■ 日赤活動資金及び寄付金</li> </ul>	福祉課 (本館1階)	43-8188
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 赤い羽根共同募金、歳末助け合い募金</li> <li>■ 小地域福祉会活動、介護予防サロン</li> </ul>	社会福祉協議会 (ふくとびあ2階)	34-3341
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 高齢者に関する相談</li> </ul>	市地域包括支援センター (ふくとびあ1階)	43-0787